

公共土木施設における地震・災害対策計画書

防 災 業 務 計 画 書

(静岡市における防災業務計画書)

平成30年2月作成

平成31年4月改訂

令和 2年4月改訂

令和 3年4月改訂

(一社) 静岡県建設業協会

(一社) 静岡建設業協会

(一社) 清水建設業協会

目 次

	頁
第1章 総則	1
1. 防災業務計画の目的	1
2. 防災業務計画の基本方針	1
第2章 防災体制の確立	1
1. 非常事態と対策組織	1
2. 対策組織の運営	2
1) 関係行政機関等からの要請に基づく活動	2
3. 対策本部の運営	4
1) 緊急災害対策本部組織図	4
2) 緊急災害対策本部の任務	4
3) 支部対策本部の任務	4
4) 緊急災害対策本部、支部対策本部の設置場所	4
4. 本支部・会員会社および関係機関等との協調	4
第3章 災害予防対策	5
1. 防災教育	5
2. 防災訓練	5
3. 災害協定の充実と締結の拡充	5
4. 総合防災訓練・会議への参加	6
5. 情報収集・受伝達体制の確立	6
6. 本支部・会員会社および関係機関等との連絡体制の確立	6
7. 災害対策用資機材の確保と備蓄	7
8. 広報活動およびマニュアル類整備	7
第4章 災害応急対策	7
1. 基本方針	7
2. 災害情報等の収集と連絡	9
3. 本支部・会員会社情報の収集と連絡	9
1) 会員各社の安否確認と召集	9
2) 支部との連絡・調整	9
3) 対策要員確保と広域支援体制の確立	9
4) 本支部・会員会社および関係機関との連絡体制維持と広報活動	10
第5章 災害復旧対策	10
1. 基本方針	10
2. 要請受入れ時の対应手順	11
1) 応急復旧工事	11
2) 資器材等の調達・運搬	12
3) その他の役務・情報提供	14
3. 輸送ルート、燃料油等の情報収集と伝達	14

4.	移動・資器材運搬手段の確保	14
5.	要請受入れ後の経過把握と連絡体制維持	14
第6章	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	15
1.	基本方針	15
2.	防災対応	15
3.	その他	15
第7章	新型コロナウイルス感染症への対応	
1.	ガイドラインの順守について	15
別紙	組織図・会員名簿	16

改訂履歴

平成31年4月	組織図・会員名簿を修正
令和2年4月	第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する 防災対応を追加 組織図・会員名簿を修正
令和3年4月	第7章 新型コロナウイルス感染症への 対応を追加

第1章 総 則

1. 防災業務計画の目的

本防災業務計画（以下「本計画」という。）は、「災害対策基本法」（以下「災対法」という）（昭和36年法律第223号）第39条第1項に準じ、指定地方公共機関として静岡県知事から指定を受けた一般社団法人静岡県建設業協会が策定するもののうち、特に政令指定都市である静岡市内において、行政と一体となって防災活動を自主的に実施している、一般社団法人静岡建設業協会・一般社団法人清水建設業協会（以下「静岡・清水協会」という。）の活動において、静岡・清水協会が会員会社の理解と協力のもと、防災に関してとるべき措置を定め、災害協定協力会社を統率し、協会のだれもが班長として活動するため、発災時の活動だけでなく、減災活動や、減災の為の準備などにおいても協会員が相互に協力し責務を遂行することを目的として、一般社団法人静岡県建設業協会と会員である静岡・清水協会が本計画を定める。

2. 防災業務計画の基本方針

静岡県建設業協会の会員である静岡・清水協会は、建設産業の使命であり社会的要請でもある市民生活の安全・安心を確保するため、大地震等の大規模な自然災害発生時に、被災地域の住民の救護と安全確保、被災構造物・施設の応急復旧、必要資器材の調達・運搬等の災害対応活動を迅速かつ組織的におこなう。

また、日頃から、「災対法」やその他法令の趣旨に則り、関係機関と連携・協力・情報交換して、関係官庁や公共施設管理者と災害発生時の災害協定締結や訓練の実施、自主的な基準やマニュアル類を整備し会員会社へ周知や非常品の備蓄等をおこない、災害対応活動が円滑かつ適切に実施されるよう万全を期す。

第2章 防災体制の確立

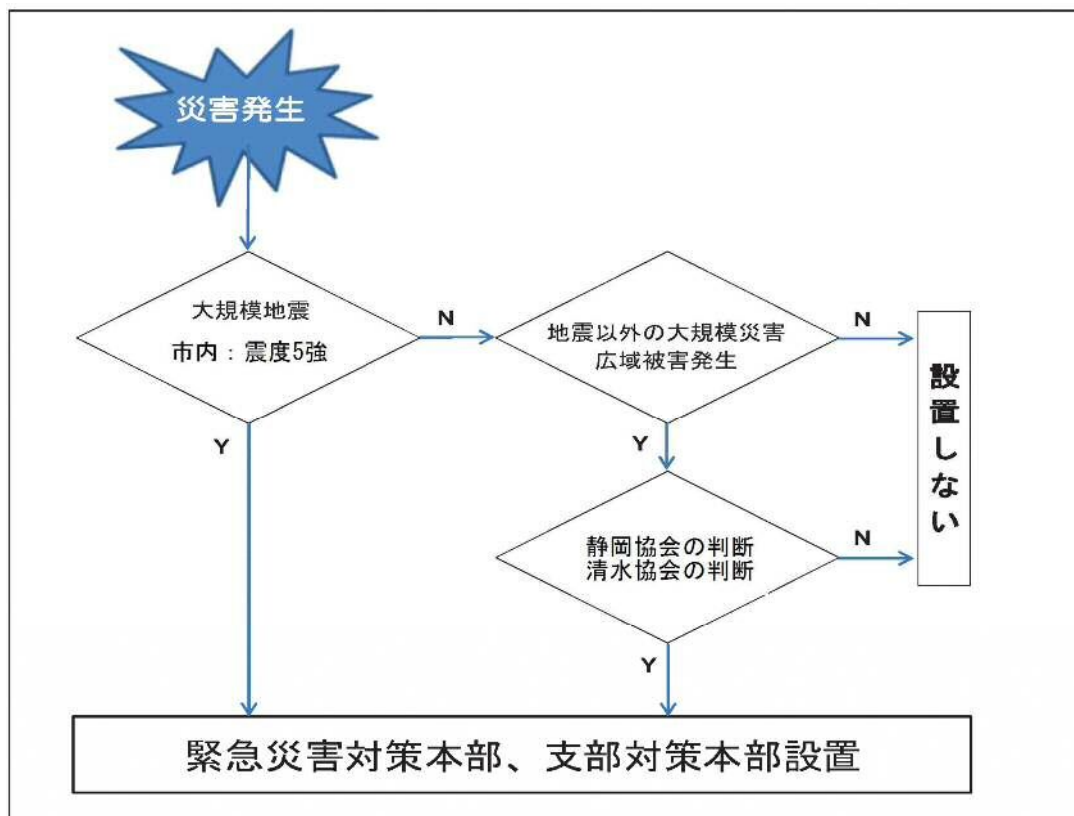
1. 非常事態と対策組織

静岡県建設業協会の会員である静岡・清水協会は、災対法第47条に基づき以下の大地震等の大規模な自然災害が発生した場合は、自主的に各協会の本部に緊急対策本部を設置し、静岡市に設置された建設局及び都市局の災害対策本部に担当者を派遣し、被災地域を管轄する支部に市担当職員と協力して支部対策本部を設置する。

◇ 静岡市内において震度5強以上の大規模地震が発生した場合

- ◇ 地震以外でも災害で広域にわたり大被害が生じ、関係行政機関からの要請があるなど、建設業協会として対応が必要と判断した場合
- ◇ その他、特段の事情のある場合は、支部対策本部のみ設置する。

対策本部設置のフロー図



2. 対策組織の運営

静岡・清水協会は、本部あるいは支部に対策組織（緊急災害対策本部・支部対策本部）を設置した後は、以下の活動をおこない、災害発生後概ね1ヶ月程度経過後に初動対応が終息した時をもって対策組織を縮小し、状況を踏まえて解除し活動を終了する。

1) 関係行政機関等からの要請に基づく活動

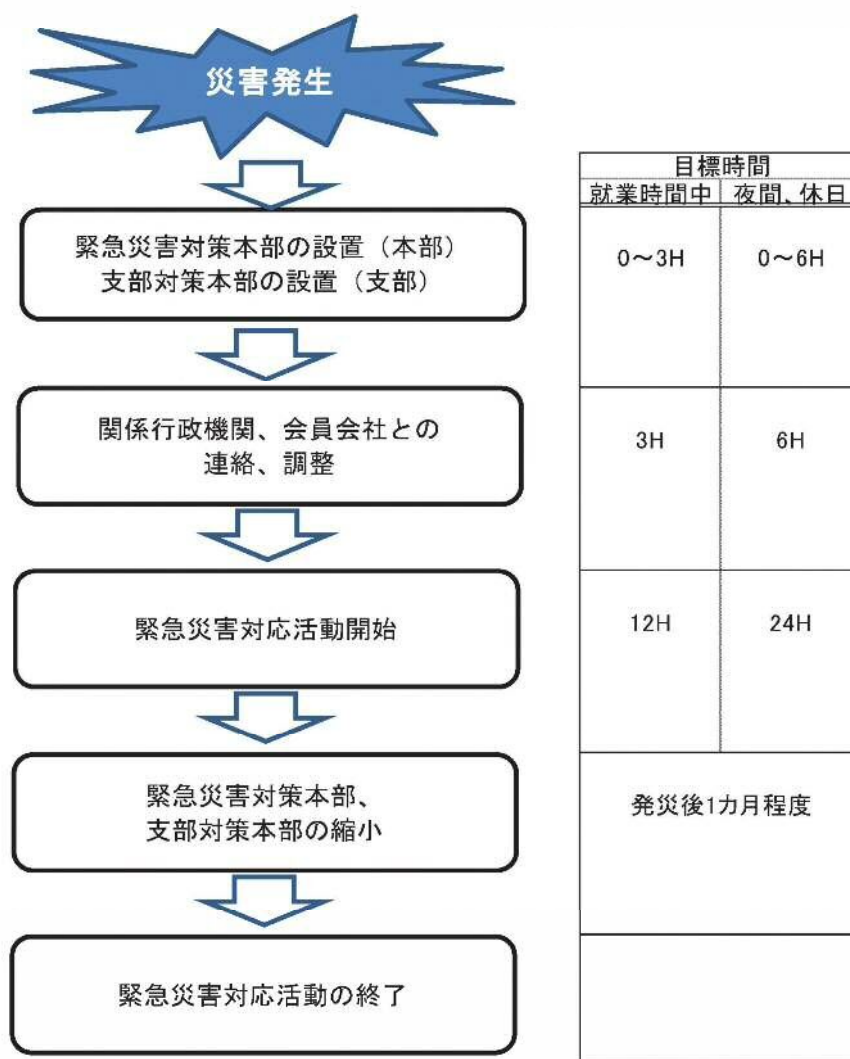
- ① 災対法に基づく指定地方公共機関としての要請への対応
 - ② 災害協定に基づく要請への対応
 - ③ 応急危険度判定士派遣要請への対応
 - ④ その他、災害協定外の要請事項のうち対応可能な事項
- ※ 会員会社に対する要請については、各社の判断を原則とする。

ただし、会員会社から各協会に要請があった場合は対応を検討する。

2) 静岡・清水協会の自主的判断に基づく活動

- ① 議損金拠出の呼びかけ
- ② 節電計画等の策定呼びかけ
- ③ 地域防災への貢献
- ④ 支援物資の提供
- ⑤ ボランティアの派遣
- ⑥ その他

緊急災害対応活動のフロー図



3. 対策本部の運営

1) 緊急災害対策本部組織図

別添組織図参照

2) 災害対策本部の任務

緊急災害対策本部内に緊急災害対策本部会議を設け、各協会の災害対策活動に必要な基本的事項を協議、決定し、また、静岡市建設局及び都市局に設置される災害対策本部及び建設局清水対策班へ担当者を派遣する。

緊急災害対策本部会議を開催することが困難な場合は、電話連絡等で緊急災害対策本部会議に代えることができる。

参集したメンバーにより、「連絡調整担当」「情報収集担当」「現地支援担当」の3グループを設置する。各グループの役割、担当については別に定める。

なお、緊急を要する業務については、本部長の承認を得て実施することができる。

3) 支部対策本部の任務

支部対策本部には「管理班」「集計班」「連絡班」を設置し、事前に定められた者の中で参集した者が班長として、災害協定協力者を統率し支部の運営にあたる。

「管理班」は市担当職員と協力してパトロールの要員の編成など支部の運営全般を指揮する。

「集計班」は協会員、災害協定協力者の参集状況の把握と被災状況の把握にあたる。

「連絡班」は各行政機関からの要請の整理や、対策本部との連絡を行う。

4) 緊急災害対策本部、支部対策本部の設置場所

緊急災害対策本部は各協会の本部内に、支部対策本部はあらかじめ定められた施設にそれぞれ設置する。

4. 本支部・会員会社および関係機関等との協調

静岡・清水協会は、本部と支部、会員会社及び関係機関等と日頃から情報交換をおこない、緊急連絡網・通信手段等を整備し、緊急時に備えた関係を維持することに努める。

災害発生時は、静岡・清水協会の本部において、協会としての対応状況等を定期的に情報集約し、緊急災害対策本部会議構成員、本部および支部の会員会社、事務局職員等に定期的に情報提供するとともに、ホームページでの情報発信に努める。

また、各協会の本部において、取組み方針等に関する表明、現地での対応活動を円滑に進めるための要望や環境整備、災害対応や復旧に関する提案・助言等をおこなう。

第3章 災害予防対策

1. 防災教育

静岡・清水協会は、災対法第47条1項に基づき大地震等の大規模な自然災害発生時においても、適切な班長業務（防災業務）が遂行できるよう、会員会社に対して防災に関する講習会等を開催し、中部地域道路啓開検討会が作成した「道路啓開マニュアル」や静岡市建設局が作成した「大規模災害時対応マニュアル」など各行政機関が作成した基準・マニュアル類を周知するとともに、国土交通省等の関係機関の専門家を講師に招き、専門知識や関係法令等の研修会を実施する。

2. 防災訓練

静岡・清水協会は、災対法第48条に基づき大地震等の大規模な自然災害発生時においても、適切な防災業務が遂行できるよう、協会が主体となって会員会社と協力し定期的に自主参集、情報伝達訓練などの防災訓練を実施する。

3. 災害協定の充実と締結の拡充

静岡・清水協会は、既に国、県、静岡市をはじめいくつかの機関と災害協定を締結しているが、協定内容は統一していないため、非常事態においては体制の構築や手順、活動範囲等に差異がある。また、複数の機関から同時に発動要請があった場合は依頼事項や情報の重複、優先順位等で混乱が生じる場合がある。

したがって、災害協定に基づく活動をより充実させ効果的に活動がおこなえるよう以下の計画を順次実施する。

なお、道路啓開に関しては静岡市の建設局災害対策本部が主体となって指示要請が行われることから、建設局防災訓練等を通して混乱が生じないように検証していく。

- ◇ 災害協定内容の適宜見直しと統一化
- ◇ 公共機関との協定締結の拡充
- ◇ 複数機関との包括的な協定への移行

これについては、平成30年1月30日に静岡・清水協会と、日本建設機械レンタル協会静岡支部、静岡県解体工事業協会、静岡県石油商業組合において「災害時における応急対策業務に必要な資機材及び石油類燃料の確保に関する協定」を締結しており、緊急時の重機等の建設機械や燃料の確保について体制が整備されてきている。

4. 総合防災訓練・会議への参加

静岡・清水協会は、日頃より静岡市および災害協定を締結しているその他の関係機関と緊密な連携を保ち、これら機関が実施する総合防災訓練・道路啓開訓練等に検討段階から積極的に参加・協力し、非常事態において本計画が有効に機能することを確認する。

特に、市内の道路啓開については、中部地域道路啓開検討会の構成員として定例の検討会、道路啓開訓練、その他関連WGに積極的に参画して、災害発生時に迅速な活動が行えるように備える。

また、建築部担当においても総合防災訓練における応急危険度判定訓練等に積極的に参加し協力する。

5. 情報収集・受伝達体制の確立

静岡・清水協会は、災対法第51条に基づき本部と支部、会員会社、関係各省庁、協定締結先等の関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実におこなえるよう、情報の入手先・伝達ルートおよび情報交換のための連絡体制の明確化など、平常時より体制の確立に努める。

特に静岡市建設局及び都市局災害対策本部が設置された場合は、派遣した担当者を通して市災害対策本部、協会本部、支部相互に確実な情報伝達を実施できるよう訓練等で検証していく。

また、災害発生時に連絡や情報伝達が確実におこなえるよう、有線電話・携帯電話・衛星電話・無線通信・電子メール等複数の回線が利用できるよう機器の整備に努める。

6. 本支部・会員会社および関係機関等との連絡体制の確立

静岡・清水協会は、災対法第49条に基づき本部と支部、会員会社、関係各省庁、協定締結先等の関係機関等との間で連絡担当者と連絡先等を記した緊急時連絡表等を平常時に交換し連絡体制を確立する。ま

た、内容に変更が生じた場合は直ちにこれを修正し、常に最新版を相互で保持する。

7. 災害対策用資機材の確保と備蓄

静岡・清水協会は、災対法第59条に基づき非常事態に備え本部・支部運営に必要な発電機、照明機器、食糧、飲料水、医薬品、被服、寝具、生活用備品等を備蓄する。

また、各支部は会員会社と連携し、大規模災害発生時に調達・運搬を要請されると想定される災害対策用資機材等について、あらかじめ各社の分担などを決めておき、可能なものは備蓄する、あるいは入手ルートを確保しておく。

なお、平成30年1月30日に締結した「災害時における応急対策業務に必要な資機材及び石油類燃料の確保に関する協定」に基づき、災害発生時は優先的に重機等の資機材及び燃料が確保できることから細目協定に基づく手続き等をよく理解しておく。

8. 広報活動およびマニュアル類整備

静岡・清水協会は、日頃より広く社会に対して、過去の大規模災害発生時の活動実績、また防災計画や災害協定締結のメリット等冊子やホームページ等で広報し、一般の方々にも活動に対する理解が深まるよう努める。

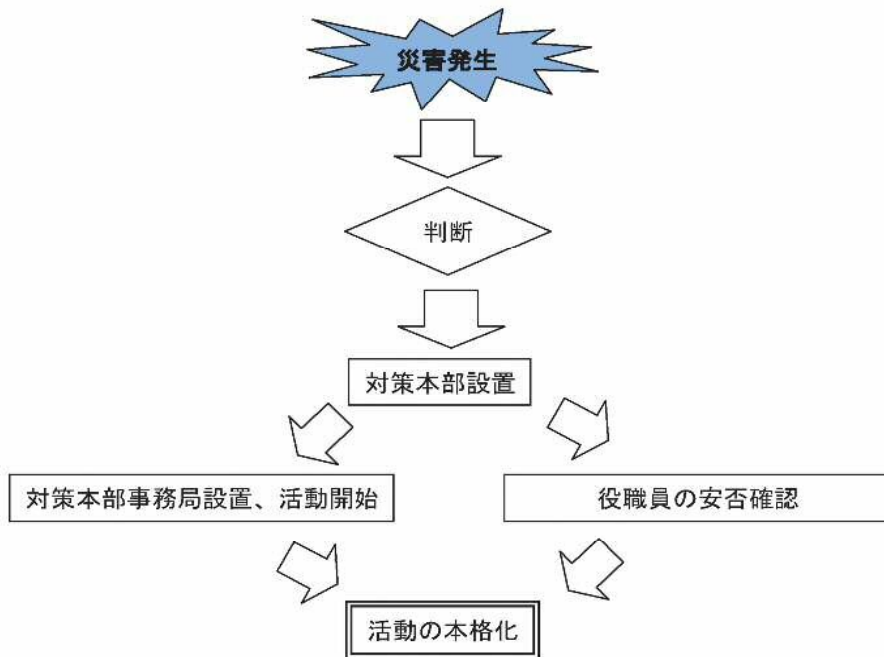
また、行政機関が策定した基準およびこれを補完するマニュアル類の改訂等あたり、必要に応じて改善点等を提供する。

第4章 災害応急対策

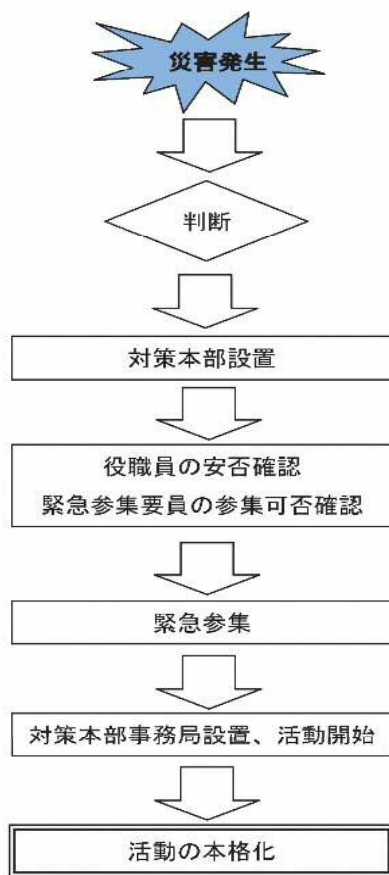
1. 基本方針

静岡・清水協会は、災対法第87条に基づき大地震等の大規模な自然災害が発生した場合は、規定に従い自主的に静岡・清水協会の本部に緊急災害対策本部するとともに静岡市の建設局及び都市局の災害対策本部、建設局清水対策班に担当者を派遣し、被災地域を管轄する支部に支部対策本部を速やかに設置し、会員会社と協力して関係各省庁災害協定を締結している地方自治体等からの発動要請に対応できる組織を立ち上げる。

【平日就業時間中】



【夜間、休日】



2. 災害情報等の収集と連絡

静岡・清水協会は、対策本部事務局が主体となって関係行政機関や地方公共団体等から発出された指示および各種商法の受付、報道機関を通じて報道される災害情報や警戒宣言等の情報、会員会社および支部対策本部からの情報を集約し適宜提供する。

必要とされる主な情報は以下のとおり。

- ◇ 気象・海象・地震・津波・火災情報
- ◇ 公共施設被災情報
(電気・水道・ガス・通信・交通・放送・道路・鉄道・橋梁・港湾等)
- ◇ 交通情報
- ◇ 本支部の被災情報と人員被災情報

3. 本支部・会員会社情報の収集と連絡

静岡・清水協会は、対策本部事務局に連絡調整担当を立ち上げ、以下の対応により本支部・会員会社の情報を収集する。

1) 会員各社の安否確認と召集

緊急災害対策本部が設置された時には速やかに会員各社の安否確認をおこなう。静岡協会の安否確認は安否確認ツール「安否コール」を使用し、事前に登録されたアドレスへ安否確認メールを一斉配信する。清水協会は緊急連絡網により安否確認を行う。会員各社は連絡を確認次第、速やかに必要事項を返信し、自主的に緊急災害対策本部及び支部へ集合する。

2) 支部との連絡・調整

緊急災害対策本部が設置されたら、速やかにその旨を各支部に通知する。併せて被災地を管轄する支部は、現地の状況について報告を行い、以後の連絡体制について打ち合わせる。

また、支部から支援要請があった場合は、対策本部事務局に設置された現地支援担当へ伝達し、同担当が主体となって応援者の派遣等の対応を検討する。

3) 対策要員確保と広域支援体制の確立

緊急対策本部が設置されたら、緊急災害対策本部会議の運営について対策本部長と協議する。

会議を開催するときは、本部会議メンバーに連絡し招集する。会議を開催せず、本部長（会長）の承認を得て活動する場合は、随時本部会議メンバーに活動状況を報告する。

会議では、本支部および会員会社の対策要員・資機材の確保状況や緊急災害対応活動をおこなうためにあたって必要な事項や、会員会社の要望等を取りまとめ、関係行政機関に働きかける準備をおこない、広域での支援体制を確立する。

4) 本支部・会員会社および関係機関との連絡体制維持と広報活動

静岡・清水協会は、対策本部事務局に關係行政機関担当グループを立上げ、緊急災害対策本部を設置した旨、關係各省庁へ遅延なく通知し、以後の連絡体制について打ち合わせる。また、支部対策本部や会員会社に対応を依頼する場合は連絡担当と連携して対応する。広報グループは、以下のような活動をおこなう。

- ◇ TV、インターネットその他のツールにより情報の収集と集約
 - ◇ 支部対策本部および会員会社の活動状況把握と集約
 - ◇ マスコミ等報道機関の取材や問い合わせ受付と適切な対応
 - ◇ ホームページ等を活用して活動状況の情報発信
- また、現地支援担当は以下のような活動をおこなう。
- ◇ 支部対策本部からの支援要請に対しては、対応の可能性を検討し、必要に応じて会員会社とも連携して対応する。
 - ◇ 支部対策本部からの要請または必要と判断した場合は、支援要員を派遣する。派遣にあたっては、現地の受け入れ体制を十分に考慮する。必要に応じた交代要員を派遣する。

第5章 災害復旧対策

1. 基本方針

静岡・清水協会は、指定地方公共機関の構成員としての要請のほか、災害協定を締結している關係行政機関等からの要請に基づき災害復旧対策活動を実施する。

実施にあたっては、要請事項に充分に答えられるよう、本支部・会員会社が連携し、協会の利点を最大限活用して要請に対応するよう努める。

また、復旧工事に関わらない資機材の調達・運搬業務も積極的に受入れるよう努める。

2. 要請受入れ時の対応手順

1) 応急復旧工事

① 適用範囲

静岡・清水協会がおこなう応急復旧工事に関する業務は、指定地方公共機関の構成員としての要請あるいは両協会が関係各省庁と締結している災害協定に定める範囲を原則とし、具体的な対応は支部対策本部が主体となって行なう。

なお、支部対策本部において特に必要と判断した場合には、災害協定外の要請であっても可能な範囲で対応する。

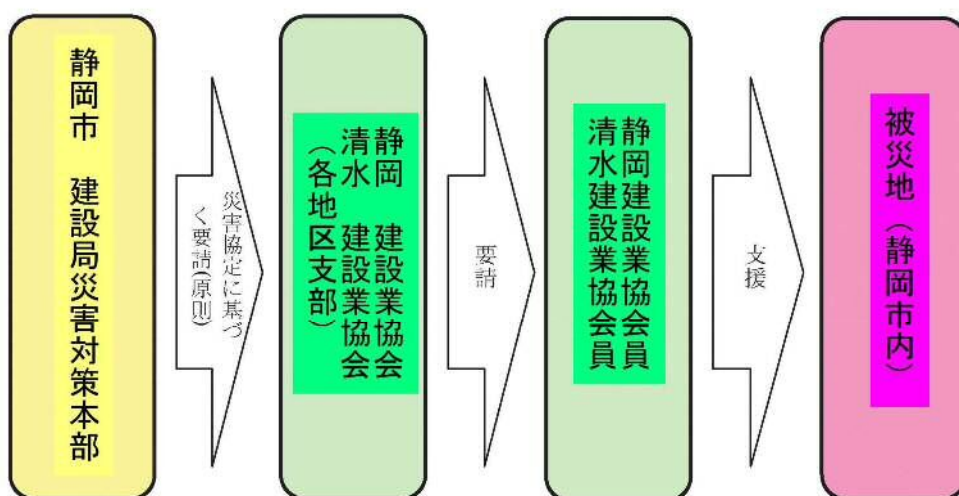
② 対応手順

支部対策本部は、災害協定に基づく支援要請等を受けた際は、各災害協定に定める手順等に従い、管理班を中心に支部会員各社及び災害協定協力会社と連携して対応する。

会員会社に関係機関から直接支援要請があった場合は、会員会社の判断を原則とするが、各協会に対応することが適当と考えられる場合は、該当する支部内で協議し、必要に応じて当該支部対策本部で扱う。

支部対策本部は、関係機関等から要請があった場合は、静岡・清水協会リエゾン（災害対策現地情報連絡員）を静岡市等の災害対策本部へ派遣し、情報収集をおこなうとともに、要請事項等の迅速かつ正確な把握に努める。

応急復旧工事業務のフロー図



2) 資機材等の調達・運搬

① 適応範囲

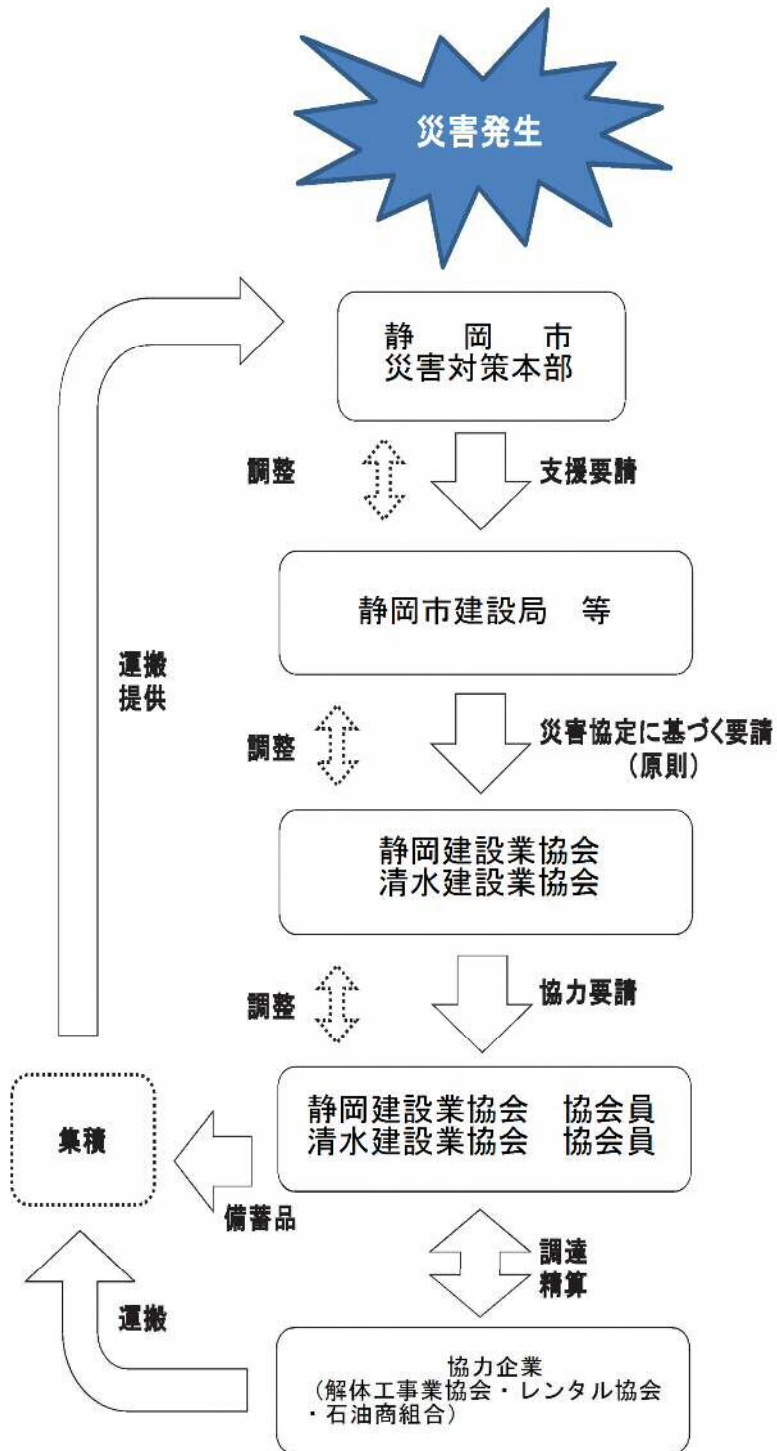
静岡・清水協会がおこなう応急復旧工事に関連しない仮設トイレや生活支援物資等の資機材の調達・運搬は、各協会の各支部が静岡市等と締結している災害協定、あるいはその趣旨に基づくものを原則とし、具体的な対応は、支部対策本部が主体となっておこなう。

② 対応手順

支部対策本部は、災害協定に基づく支援要請等を受けた際は、各災害協定に定める手順等に従い、管理班を中心に支部会員各社及び災害協定協力会社と連携して対応する。

会員会社に関係機関から直接支援要請があった場合は、会員会社の判断を原則とするが、各協会に対応することが適当と考えられる場合は、該当する支部内で協議し、必要に応じて当該支部対策本部で扱う。

資機材等の調達・運搬業務のフロー図



3) その他の役務・情報提供

緊急災害対策本部および支部対策本部は、関係行政機関等から要請のあったその他の役務・情報提供についても、会員会社と連携して可能な範囲で対応する。

対応手順は、前項の応急復旧工事や資機材等の調達・運搬業務に準ずる。

3. 輸送ルート、燃料油等の情報収集と伝達

災害復旧工事や資機材の運搬等で被災地域へ向かう際の、移動・資機材運搬手段は、当該業務を担当する会員会社が選定することを基本とするが、道路の通行規制や渋滞情報、ガソリンスタンド営業情報や給油可能な施設の情報は、各協会が情報を集約し、会員会社と最新情報を共有する。

4. 移動・資機材運搬手段の確保

災対法第50条第1項に基づき、災害復旧工事や資機材の運搬等で被災地域へ向かう際には、以下の書類を添付し「緊急通行車両確認書」の取得手続きをおこなう。

- ◇ 車検証の写し
- ◇ 防災業務計画の写し
- ◇ 静岡・清水協会であることの証明書

5. 要請受入れ後の経過把握と連絡体制維持

支部対策本部は、要請受入れ後も支援を実施している会員会社やその他の会員会社および緊急災害対策本部と連絡体制を維持し、つねに経過を把握するよう努める。

支部対策本部は緊急災害対策本部と連携をとって対応し、本部は必要に応じて支部へ応援者を派遣する。

また、緊急災害対策本部は、支部対策本部から要請があった場合には、近隣支部に応援を要請することができる。各支部は、近隣支部の管内において大規模災害等が発生し、本部・近隣支部において対策本部が設置された際は、支援要請に対応するために支部内の派遣可能な人員や資機材調達の把握に努める。

緊急災害対策本部および支部対策本部は、活動状況を踏まえて、緊急災害対策本部会議に諮って活動を縮小または終了できる。

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

内閣府が示した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」に沿って、静岡県建設業協会が建設業の特性を考慮した防災対応の方向性をガイドラインとして定めたので、会員各社においてもこのガイドラインに沿って具体的な対応を検討するものとする。

1. 基本方針

- ◇ 地震に対する警戒レベルを上げることが基本に、各会員企業の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り通常の事業活動を継続する。
- ◇ 地震が発生した場合には、各会員企業において従業員の生命に危険が及ぶ活動を回避し、道路啓開等の災害対応業務が円滑に実施できる体制を準備する。

2. 防災対応

- ◇ 会員企業において臨時情報毎、危険性の高まりに応じた防災対応タイムラインを定める。
- ◇ 「半割れケース」（巨大地震警戒）発表時の防災対応タイムライン
- ◇ 「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」（巨大地震注意）発表時の防災対応タイムライン

3. その他

- ◇ 防災対応のうち、工事現場の一時休止や安全措置については、発注者との情報共有が不可欠となるため、県協会、静岡・清水協会が発注機関に対して情報提供して調整を行うが、個別の工事については発注者側担当者と協議すること。

第7章 新型コロナウイルス感染症への対応

1. ガイドラインの順守

災害時における新型コロナウイルス感染症防止対策としては、国土交通省が示した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂）」を順守するものとする。

防災業務計画書における班長業務担当者名簿(静岡地区) 【令和4年4月1日訂正版】

	会 員 名	担当支部	担当班	電話	FAX	備 考
1	(株)相羽建設	2 支 部	集計班	245-6285	246-1565	
2	(株)青山工務店	1A支 部	管理班	283-1666	283-1668	
3	石福建設(株)	5 支 部	管理班	278-6611	278-5624	
4	市川土木(株)	4 支 部	管理班	259-1211	259-1284	
5	(株)大川組	6 支 部	管理班	294-0051	294-1213	
6	岡田工業(株)	3 支 部	集計班	271-5335	251-0546	
7	(株)海幸工務店	3 支 部	集計班	271-2326	271-2374	
8	(株)神谷工務店	3 支 部	集計班	275-2332	275-2366	
9	木内建設(株)	1B支 部	管理班	264-7111	262-9295	
10	北一建設工業(株)	1A支 部	集計班	286-6975	286-6193	
11	(株)木村組	1A支 部	集計班	281-1255	283-6820	
12	久保田建設(株)	1B支 部	集計班	237-5166	237-8305	
13	紅林建設(株)	3 支 部	連絡班	255-6101	255-6177	
14	五光建設(株)	3 支 部	管理班	251-1111	252-5532	
15	(株)佐藤工務店	1B支 部	管理班	285-2201	281-6955	
16	産業建設(株)	1B支 部	集計班	237-1241	237-8700	
17	(株)静岡西部建設	4 支 部	管理班	259-1027	258-2915	
18	静鉄建設(株)	3 支 部	管理班	272-2135	272-6572	
19	(株)白鳥建設	6 支 部	管理班	269-2321	269-2175	
20	カネ芳白鳥土建(株)	6 支 部	集計・連絡班	294-0074	294-1645	
21	伸栄建設(株)	5 支 部	管理班	278-1833	278-1609	
22	静高建設(株)	1B支 部	連絡班	237-2412	237-8073	
23	セイト一(株)	4 支 部	集計班	258-5541	257-1534	
24	静和工業(株)	1A支 部	管理班	285-7141	281-6159	
25	倉和建設(株)	1A支 部	集計班	283-2121	281-7641	
26	(株)大伸建設工業	4 支 部	連絡班	259-6633	257-2864	
27	第一建設(株)	3 支 部	管理班	255-2022	253-9003	
28	大和建設(株)	1A支 部	連絡班	285-2247	285-2518	
29	(株)大和工機	2 支 部	集計班	263-2332	263-2333	
30	たか井建設(株)	2 支 部	集計班	246-6281	247-6281	
31	瀧重機土木(株)	2 支 部	連絡班	261-0139	264-2015	
32	TAKU(株)	3 支 部	連絡班	205-5550	205-5551	
33	東亜工業(株)	5 支 部	集計・連絡班	278-5488	278-5524	
34	東海砒業(株)	5 支 部	集計・連絡班	278-5111	278-5588	
35	(株)戸田建設工業	2 支 部	連絡班	261-2622	261-2636	
36	中栄建設(株)	5 支 部	管理班	291-2161	291-2256	
37	(株)ヤマエイ長島建設	6 支 部	集計・連絡班	260-2206	260-2388	
38	(株)長嶋工務店	4 支 部	連絡班	258-2400	258-2402	
39	南條工業(株)	1A支 部	管理班	281-2101	284-0144	
40	(株)西野造園	1B支 部	連絡班	283-3131	285-3231	
41	日成建設(株)	1A支 部	連絡班	286-0341	283-1559	
42	(株)野崎工務店	1B支 部	連絡班	281-2512	284-1457	
43	花菱建設(株)	2 支 部	管理班	245-3366	245-3442	
44	(株)平井組	2 支 部	連絡班	245-6161	247-8717	
45	平井工業(株)	2 支 部	管理班	209-2500	247-5471	
46	松永建設(株)	2 支 部	連絡班	246-3090	247-4761	
47	(株)マルエイ工務店	1A支 部	連絡班	282-8721	284-3063	
48	(株)安田組	3 支 部	連絡班	272-3144	254-8395	
49	(株)渡辺工業	1A支 部	連絡班	285-9178	287-4996	
50	大豊建設(株)静岡営業所	協会本部	連絡班	253-1426	254-9747	
51	三井住友建設(株)静岡支店	協会本部	管理班	266-7101	251-3355	
52	名工建設(株)静岡支店	協会本部	集計班	283-3800	283-1907	

防災業務計画書における班長業務担当者名簿(清水地区) 【令和4年4月1日版】

	会 員 名	担当支部・班		担当班名	T E L	F A X	備考
1	赤堀土木(株)	清水中央支部	第2班	集計班	365-5441	365-4487	
2	イハラ建成工業(株)	清水中央支部	第2班	管理班	346-1235	346-2975	
3	(株)エイ・コーポレーション	清水中央支部	第1班	連絡班	363-1517	363-0642	
4	大橋工業(株)	清水北支部		管理班	396-3211	395-2034	
5	(有)オカムラ	清水中央支部	第1班	連絡班	347-8787	347-8788	
6	加藤建設(株)	清水中央支部	第1班	管理班	361-2211	348-1213	
7	(株)カネジウ橋本土建	清水中央支部	第3班	集計班	367-4824	367-7138	
8	(有)川端土木	清水南支部	第1班	集計班	334-0732	335-5801	
9	公南建設(株)	清水南支部	第2班	連絡班	353-3381	352-1200	
10	(株)斉藤組	清水中央支部	第2班	管理班	346-3097	347-0429	
11	坂本建設(株)	清水中央支部	第3班	集計班	363-0220	363-0448	
12	(株)サスイ望月組	清水北支部		集計班	393-2457	393-3266	
13	(株)薩川組	清水中央支部	第3班	管理班	366-0315	364-4392	
14	薩川建設	清水中央支部	第3班	連絡班	366-0539	367-5138	
15	(株)佐野組	清水由比支部		管理班	375-2374	375-2265	
16	山栄建設(株)	清水南支部	第2班	管理班	353-1258	354-5957	
17	(株)清水組	清水北支部		管理班	393-2062	393-3663	
18	(株)鈴木工務店	清水由比支部		集計班	375-2811	376-0360	
19	鈴与建設(株)	清水南支部	第2班	管理班	354-3411	354-3418	
20	鈴与リニューアル(株)	清水中央支部	第2班	集計班	347-3531	347-3538	
21	駿河重機建設(株)	清水由比支部		連絡班	385-5165	385-5166	
22	駿河緑地造成(株)	清水南支部	第2班	集計班	351-2555	351-2557	
23	(株)積志工業社	清水中央支部	第2班	集計班	345-1541	345-6249	
24	高橋建設(株)	清水南支部	第1班	管理班	334-2500	334-2446	
25	(有)タカミ建工	清水中央支部	第2班	連絡班	348-1686	348-1706	
26	西ヶ谷建設	清水中央支部	第3班	連絡班	366-7227	366-7425	
27	日軽産業(株)	清水南支部	第1班	連絡班	353-5276	352-8075	
28	(株)橋本組	清水中央支部	第2班	連絡班	366-5257	366-8142	
29	(株)バイオマス富士	清水由比支部		連絡班	388-2630	385-2630	
30	(株)古川組静岡支店	清水南支部	第1班	管理班	334-5181	334-4089	
31	(有)細澤建材興業	清水中央支部	第1班	集計班	346-6573	345-4967	
32	(株)眞殿建設	清水中央支部	第2班	連絡班	345-9332	347-7238	
33	(株)水野組	清水中央支部	第1班	管理班	366-3251	363-1811	
34	(株)茂木組	清水南支部	第2班	連絡班	353-0310	352-3584	
35	(有)望月建設工業	清水北支部		連絡班	395-2226	395-2227	
36	(株)望月土木	清水中央支部	第3班	管理班	369-0306	369-0076	
37	(株)山本組	清水中央支部	第1班	集計班	366-2861	366-6012	
38	由比建設(株)	清水由比支部		管理班	375-2191	375-2192	
39	(有)ワンネス	清水北支部		連絡班	393-3911	393-2472	